

正解！

<解説>

新単価が適用できるのは親事業者と下請事業者との協議により単価改定が行われた時点以降に発注する分からです。したがって、この場合は新単価決定に係る合意日よりも前に既に発注した分に新単価を適用するわけなので、下請代金の減額（遡及適用）に該当します。